

コインオペレーションクリーニング のてびき

1 「コインオペレーションクリーニング営業」とは	1
2 開設手続きの流れ	1
3 開設届提出・必要書類	1
4 その他の手続き	2
5 構造設備等の基準	3
6 衛生上講ずべき措置	4
7 関係機関問合せ先	6



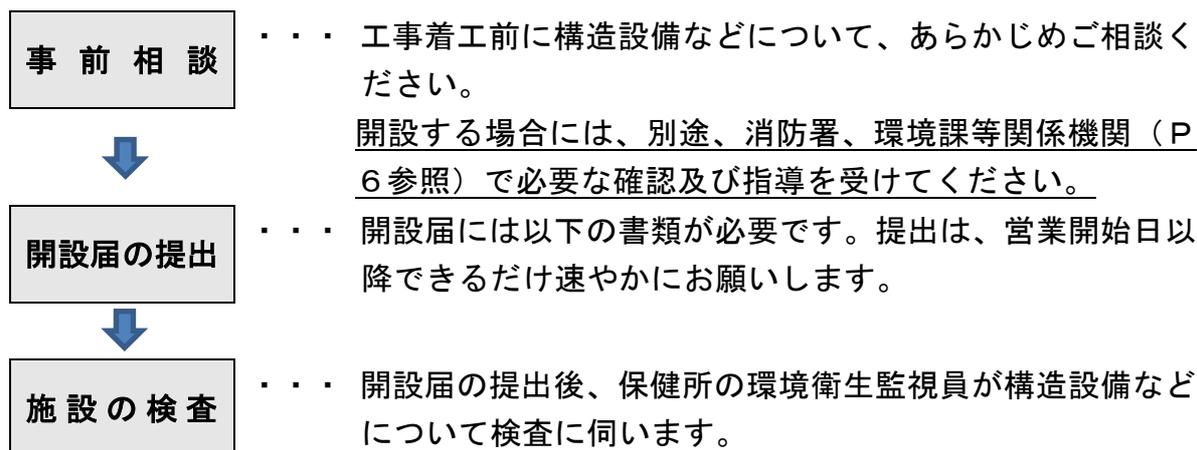
荒川区保健所生活衛生課

1 「コインオペレーションクリーニング営業」とは

「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く）を設け、これを公衆に利用させる営業をいいます。

この営業は、利用者が自ら洗濯を行うため、「クリーニング業」には該当しませんが、「荒川区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」により届出が必要です。

2 開設手続きの流れ



3 開設届提出・必要書類

- ◎ コインオペレーションクリーニング営業施設開設届
- ◎ コインオペレーションクリーニング営業施設構造設備の概要
※届出用紙は保健所でお渡しします。
- ◎ 洗濯機等の配置等を示した平面図（設備の配置を記入してください）
※建築図面等に記載したものをお持ちいただいても結構です。
- ◎ 【法人の場合に必要な書類】
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行から6か月以内）
これらの書類には、会社法に基づきコインオペレーションクリーニング営業の目的記載をしておいてください。
- ◎ 委任状（営業許可を申請する方が、保健所担当者との調整や申請書の提出に來られない場合など、申請等を代理人に委任する場合に必要です。）

上記の印の用紙は、保健所にありますので、必要に応じてお申し出ください。

【注意事項】

全ての提出書類は、消すことのできない黒色のボールペン等で記入し、フリクションペン等での記入は一切しないでください。

4 その他の手続き

	届出・申請事項	提出書類等
変更届 (変更後速やかに 行うこと)	・ 営業者の改姓、改名 ・ 営業者の住所変更 ・ 施設の名称変更	◎ 変更届 <input checked="" type="checkbox"/>
	・ 法人代表者等の変更	◎ 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ◎ 会社の登記事項証明書（変更内容の分かるもの）
	・ 小規模な構造設備の変更 *事前にお問合せください。	◎ 変更届 <input checked="" type="checkbox"/> ◎ 変更内容の図面
	・ 従事者（衛生管理責任者・有機溶剤管理責任者）が変わったとき	◎ 変更届 <input checked="" type="checkbox"/>
廃止届	・ 営業をやめたとき	◎ 廃止届 <input checked="" type="checkbox"/>

印の用紙は、保健所にありますので、必要に応じてお申し出ください。

5 構造設備等の基準

コインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備には基準が設けられています。開設に当たっては以下の事項に適合するようにしてください。

項目	基準等
区画	隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
スペース	設置する洗濯機及び乾燥機の台数、これらに応じた利用者数並びに付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
採光・照明	採光及び照明を十分にすること。
換気	乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
床・壁・排水	床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。また、床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
手洗い設備 水洗いにより 洗濯する機械	流水式手洗設備を備えること。 水洗いにより洗濯する機械(以下「ランドリー用洗濯機」という。)を設置する場合には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
便所	便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
食品等、その他の 併設の場合	食品の自動販売機等、直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
廃棄容器	廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。
ドライクリーニング用洗濯機 設置	ドライクリーニング用洗濯機は密閉式のものであり、かつ、有機溶剤回収装置付きのものであること。 営業施設内の適正な位置に全体換気設備又は局所排気設備を備えること。この場合、周辺に及ぼす影響についても十分配慮した適正な位置に設けること。
衛生管理責任者等	営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、営業所ごとに衛生管理責任者を定めること。 当該営業施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば直ちに管理の業務ができる者であること。 営業施設の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、要項第6条に掲げる事項に関し、適切な指導・助言を行うこと。 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を営業施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
有機溶剤管理 責任者 (ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合)	ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設については、有機溶媒の性質、取扱い等に関する知識・技能を有するものを有機溶剤管理責任者(衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。)として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏洩防止の点検等有機溶剤の管理及び室内環境の適正な維持に必要な業務を行わせること。

6 衛生上講ずべき措置

コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生上講ずべき措置が設けられています。

開設に当たっては以下の事項に適合するようにしてください。

項目	基準等
施設の清潔	施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、衛生上支障のないようにすること。
排水	施設内外は、常に排水が行なわれるよう保持すること。
換気	営業中は、換気を十分にすること。この場合、二酸化炭素ガス濃度が1,000ppm以下で、かつ、一酸化炭素ガス濃度が10ppm以下であることが望ましいこと。 換気設備は、適宜、点検及び清掃を行なうこと。
衛生害虫等	施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
採光・照明	採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。この場合、各作業面の照度は300ルクス以上であることが望ましいこと。
洗濯機・乾燥機の整備	常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、消毒を行うこと。 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜、取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には、60℃以上であることが望ましい。)
清掃用具等	清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
使用水	手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること(水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。)
ドライクリーニング用洗濯機(設備ある場合)	ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出し、又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するため、適宜、新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。 ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキン部分からの漏出について十分留意すること。 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回

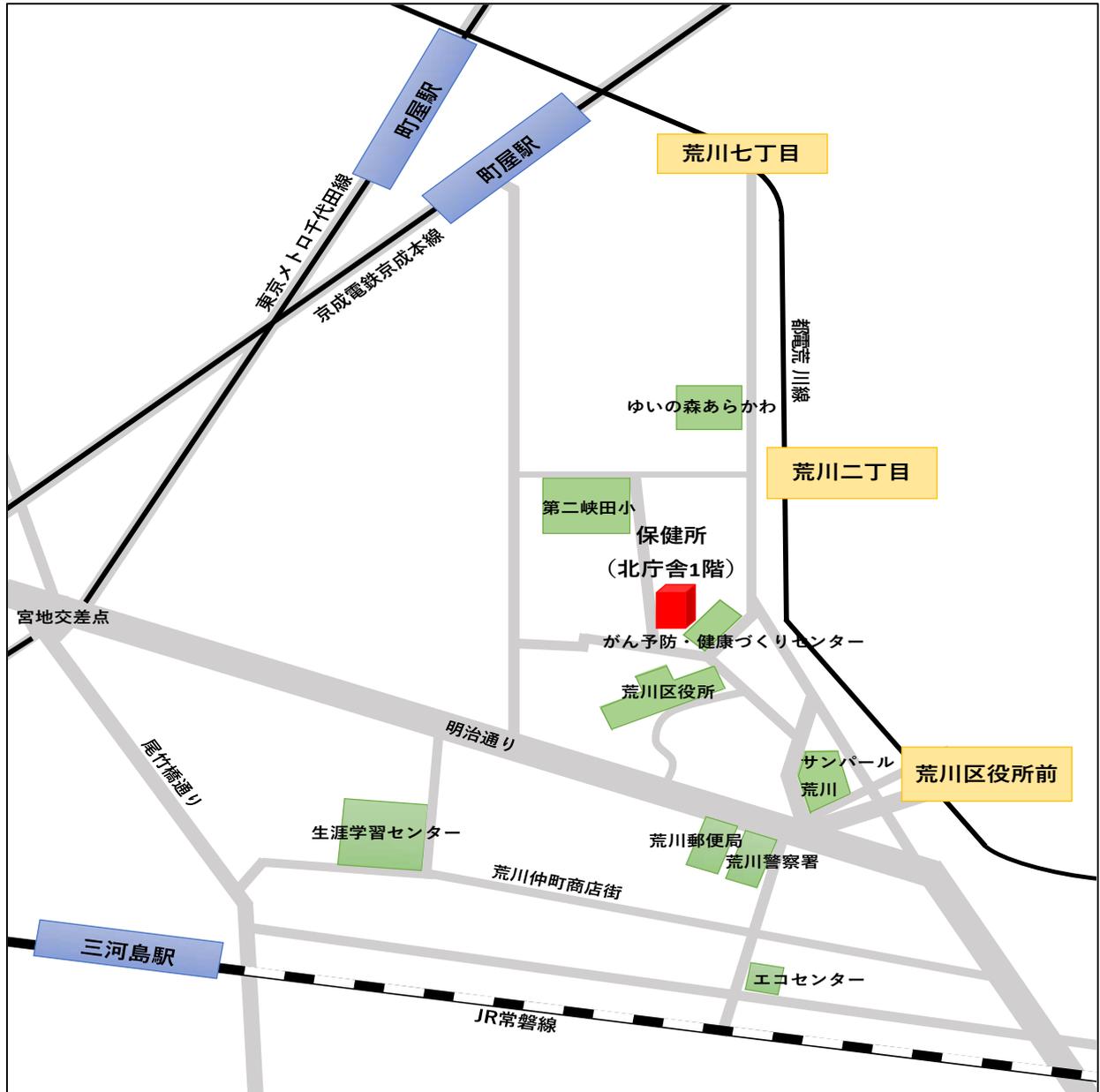
	<p>収に努めること。</p> <p>有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。</p>
<p>利用者への 注意事項、 利用方法の 掲示・周知</p>	<p>① 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法に関すること。</p> <p>② 衣料等、洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。特に、油の付着した洗濯物の乾燥に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>ア 事前に十分油を除去すること。</p> <p>イ 過大な詰め込みをしないこと。</p> <p>ウ 乾燥し過ぎないように十分注意すること。</p> <p>エ 乾燥後、十分熱を放散してからしまうこと。</p> <p>③ ドライクリーニング用洗濯機を設置する営業施設にあっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用、その他、ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。</p> <p>④ 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。</p> <p>⑤ 営業施設の汚損防止に関すること。</p> <p>⑥ 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。</p> <p>⑦ し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯禁止に関すること(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。)</p> <p>⑧ その他営業施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力を要請すべき事項に関すること。</p>

7 関係機関問合せ先

項 目	所 管 官 庁	電 話	所 在 地
消防設備の 設置維持・ 検査について	(南千住・荒川・日暮里地域) 荒川消防署	3806-0119	荒川区荒川 2-1-13
	(町屋・尾久地域) 尾久消防署	3800-0119	荒川区東尾久 8-44-4
自動販売機の設 置など飲食物を 取扱う場合	荒川区保健所 生活衛生課 食品衛生係	3802-3111 内線 428	荒川区荒川 2-11-1
東京都環境確保 条例（工場等） に関することに ついて	環境課環境保全係 （あらかわエコセンター）	3802-3111 内線 485	荒川区荒川 1-53-20

保健所案内図

所在地 〒116-8502 荒川区荒川2-11-1(荒川区北庁舎1階)



[交通機関]
JR 常磐線 三河島駅下車徒歩12分
京成電鉄京成本線 町屋駅下車徒歩11分
東京メトロ千代田線 町屋駅下車徒歩12分
都電荒川線 荒川二丁目停留所下車徒歩3分

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係
TEL 03-3802-3111(代) 内線426
FAX 03-3806-2976

令和5年1月改訂